

学校生活ハンドブック（抜粋）

4 生徒心得

校訓「自立」「共生」「自己実現」のもと、地域社会に貢献できる人材の育成を目指しています。

一人一人の生徒が、この学校ハンドブックを理解し、活用することにより、西濃高等特別支援学校の生徒として自覚をもち、マナーアップすること、そして、生徒全員が将来マナーのよい立派な社会人となることを期待します。

1 学校生活全般に関すること

- (1) 本校生徒としての誇りをもち、学校生活及び社会一般のルール・マナーを守り、地域社会の一員としての責任ある行動を心掛ける。
- (2) 来客、先生等に対して節度ある態度で接し、礼儀を欠かさないようにする。
- (3) 正しい言葉遣いや品位ある行動をする。

2 校内生活に関すること

- (1) すべての授業に対して積極的かつ意欲的に取り組み、節度や規律のある行動をする。
- (2) 健康管理に留意し、欠席・遅刻・早退をしないように努める。やむを得ず欠席・遅刻をする場合は、学校へ電話連絡する。
- (3) 所持品には、氏名を明記する。
- (4) 学習に不必要な物は、学校に持ち込まない。
- (5) 公共物を大切にし、進んで学校の美化・整頓に努める。

3 校外生活に関すること

- (1) 身だしなみや言動については、本校生徒としての誇りをもち、社会規範と秩序を守り、他人に迷惑をかけないようにする。
- (2) 健康で安全な生活及び規則正しい生活に心掛ける。
- (3) 外出時には、行き先等を伝える等の家族とのコミュニケーションを図る。
- (4) 夜間外出は慎重、やむを得ない場合でも午後10時（青少年保護育成条例による）までに帰宅する。
- (5) 交通法規、交通マナーを厳守する。
- (6) 友人との交際は、常に相手の人格を尊重し、礼節を守り、健全で誤解を招くことのないようにする。特に、異性との交際は自制心と責任ある行動をとる。
- (7) 高校生としてふさわしくない場所へは立ち入らない。
- (8) 本人並びに家庭に異変のあったときは、速やかに学校に連絡する。

4 服装・頭髪に関すること

服装・頭髪等については以下のように定める。

(1) 制服

○Aタイプ

〔夏期〕 カッターシャツ、スラックス

〔冬期〕 ブレザー、カッターシャツ、ネクタイ、スラックス

・カッターシャツは白色無地のものを着用する。

〔通学靴〕

黒色の革靴（ローファー等）

[ソックス]

紺色無地

○Bタイプ

[夏期] カッターシャツ、スカート

[冬期] プレザー、カッターシャツ、ネクタイ、スカート

・カッターシャツは白色無地のものを着用する。

[通学靴]

黒色の革靴（ローファー等）

[ソックス]

紺色無地

(2) 頭髪

パーマ、茶髪等の染色など、加工はしない。

(3) 上履き

指定のものとする。

(4) 靴

特に指定しない。通学に使用する靴等は、色、型、大きさ、安全性等を考え適切なものを使用する。ただし、靴の口が閉じられるものとする。

(5) 防寒具

ア セーター・カーディガン等

冬の指定された期間に限り、プレザーの下にセーター・カーディガン等を着用してもよい。（色はグレー、紺等の無地のものに限る。）

イ 防寒コート類

冬の指定された期間に限り、登下校時に防寒コート類を着用してもよい。

（華美でないものとする。）

ウ タイツは、黒色無地のものに限る。その場合、ソックスは任意とする。

(6) 化粧・装飾品等

化粧、マニキュア、タトゥー 装飾品（指輪、イヤリング、ピアス、エクステ、デファイン、カラーコンタクト、シュシュ等）は禁止する。

(7) その他

衣替えの期日は原則として6月1日、10月1日とし、その前後に適当な移行期間をおく。

5 貴重品に関すること

(1) 貴重品は、貸与したロッカーを活用し、個人の責任で施錠して管理する。

(2) 他人のロッカーのダイヤル暗証番号を見たり、聞いたり教えたりしない。

(3) 金銭、物品等の管理を徹底し、生徒間で貸し借りはしない。

(4) 学習に不必要な物は、学校に持ち込まない。

6 スマートフォン・携帯電話に関すること

- (1) スマートフォン・携帯電話は、朝のSHRから帰りのSHRまでは、使用しない。
- (2) スマートフォン・携帯電話の使用と保管については以下のことを守る。
 - ア 使用上のルールやマナーを守り、他者に迷惑をかけたり、不快感を与えたりしない。
 - イ 個人情報を含む高価なものであることを認識し、責任をもって保管する。
 - ウ 校内・校外に関わらず、公共の場でのマナーを守る。
 - エ 上記アからウに違反した場合は、保護者等と連絡を取り指導する。

7 届け出に関すること

次の事項については、学級担任を通じて速やかに学校に届け出る。

- (1) 自転車通学
- (2) 交通事故、暴行被害、不審者被害等
- (3) 校外における問題行動又は交通違反による補導
- (4) 校内器具施設の汚損、損壊、紛失
- (5) 金銭、物品の遺失、盗難
- (6) 金銭・物品の拾得
- (7) アルバイト
- (8) 自宅で、火事風水害等の被害

8 指導に関すること

生徒指導の対象となる行為

- (1) 正当な理由のない欠席、欠課、遅刻、早退及び無許可の外出
- (2) 授業、学校行事、試験等の逃避
- (3) 考査中の不正行為
- (4) 故意による器物損壊
- (5) 飲酒、喫煙、薬物乱用等
- (6) 禁止場所への出入り(パチンコ店等)
- (7) 暴力、脅迫、窃盗、恐喝、賭博など犯罪と認められる行為
- (8) 道路交通法違反、各種自動車運転免許証の無断取得
- (9) 深夜徘徊、不良交遊(外泊、不健全性的行為を含む)等
- (10) 情報モラル違反やインターネットを介した犯罪と認められる行為
- (11) 以上の他、法令違反及び生徒としてあるまじき行為

9 規定の改正又は廃止の手続きに関すること

- (1) 生徒会執行委員会は、生徒の意見を集約し、校則の改正又は廃止を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則の見直しが必要になったときには、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者等からの意見を聴取するとともに、学校運営協議会等でその内容について議論するものとする。
- (3) 校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、校則の改正又は廃止について決定するものとする。
- (4) 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者等に説明するものとする。

5 部活動について

1 意義

生徒の自主的・意欲的な活動によって学校生活を充実させるとともに、心身の調和のとれた発達と好ましい人間関係を育成する。

2 目標

- (1) 健康な趣味や豊かな教養を養い、個性の伸長を図る。
- (2) 心身の健康を助長し、余暇を有意義に活用する態度を育成する。
- (3) 集団生活において主体的に協力する態度を育成する。

3 参加

できる限り全員参加とする。

4 部登録

(1) 登録

新入生は部活動オリエンテーション後に仮登録を行い、一定期間活動をして、本登録を行う。

(2) 部変更

特別な理由がある場合に限り、転部することができる。その際、部顧問、学級担任、保護者等に相談し、協議する。

5 活動

(1) 平日活動

ア 夏季（5月～10月）は、午後6時00分までとし、活動終了後は速やかに下校する。

冬季（11月～4月）は、午後5時15分までとし、活動終了後は速やかに下校する。

イ 活動は顧問の付き添い指導のもとで行い、顧問が不在の場合は、部活動は禁止する。

ウ 休養日を一日以上設ける。

(2) 時間外活動

ア 早朝活動

8時25分までは自主的な活動をすることができる。ただし、部活動を理由に遅刻することは許されない。

イ 休日活動

(ア) 土曜日及び日曜日のどちらか1日とし、活動時間は3時間程度とする。

(イ) 活動は顧問の付き添い指導のもとで行う。

(ウ) 大会参加で土日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

ウ 定期考査期間中の活動

定期考査の1週間前から定期考査の終了時まで、部活動は原則として禁止する。

エ 長期休業中の活動

上記の活動に準ずる。

(3) 対外活動

ア すべての対外活動は、顧問の引率を必要とする。

イ 授業を欠席しなければならない場合は「公欠許可願」を提出し、許可を得る。

(4) 活動日は、前月末に配付する月間予定を確認し、参加できない時は顧問に連絡する。

6 伝達表彰

伝達表彰は、賞状等の受領後に全校集会等を利用して行う。

7 宿泊を伴う活動について

(1) 保護者等の承諾

参加生徒は、保護者等の「宿泊活動承諾書」を校長に提出する。

(2) 期間

原則として長期休業中とし、1回の宿泊活動は3泊4日以内とする。ただし、特別な場合は、校長の許可を得る。

(3) 健康診断

宿泊活動に参加する生徒は、必要に応じて医師の健康診断を受ける。

(4) 留意点

ア 服装は制服・部指定のトレーニングウェア（学校名入り）を原則とする。

イ 貴重品の管理には十分な注意を払う。

ウ 火気の使用には十分注意し、事故予防に努める。

エ 施設の使用規則を遵守し、使用後は清掃・整理整頓を徹底する。

オ 校内施設の使用にあたって不適当な行為があったと認められる場合は、使用を禁止することがある。

6 生徒会会則

第1章 名称

第1条 本会は、岐阜県立西濃高等特別支援学校生徒会と称する。

第2章 目的

第2条 本会は、友愛の精神をもとに、学校ならびに地域社会と協力して、自主性あふれる校風をつくることにより、学校生活の充実を図ることを目的とする。

第3章 会員

第3条 本会会員は、岐阜県立西濃高等特別支援学校の生徒とする。

第4章 顧問

第4条 本会は、本会活動の面で本校職員から顧問としての指導助言を得る。

第5章 役員

第5条 本会の役員は、会長1名、副会長1名、書記1名、会計2名とする。

第6条 会長は、本会を代表して、会務を統轄する。

第7条 副会長は、会長を補佐し、会長不在又は執行不能の場合は、その代理を務める。

第8条 書記は、議事録、通信文、その他本会に必要な文書記録、保管にあたる。

第9条 会計は、本会の金銭出納の任にあたり、各学期末においてそれぞれ会務報告、会計報告を行う。

第10条 役員選出は、全会員の投票によって選出され、校長の承認を得て決定する。

第11条 役員の任期は、前期4月から9月、後期10月から翌年3月迄とする。

第12条 役員選出期は、任期末に行う。

第13条 各学年から学級委員の代表1名が役員を補佐する

第6章 議会

第14条 議会は、生徒会の代表議決機関である。

第15条 議会は、各HRで選出された1名の学級委員、各委員長で組織する。

第16条 会長は、学期始め議会を招集し、議長、副議長、監査を選出する。

第17条 会長は、議長1名、副議長2名、監査2名の役員をおく。

第18条 議長は、議事の整理、事務監督し、議会を代表する。

第19条

(1) 議会は、全議員の2/3以上の出席をもって成立し、議事は出席議員の過半数で決する。

(2) 議会は、定期的開催するが、議員の1/4以上の要求があれば、臨時議会を招集する。

第20条 議会は、原則として公開とする。

第21条 議案は、役員、議員、各委員長が議会に提出できる。

第22条

(1) 議員は、議会で行った発言、評決について議会外で責任を問わない。

(2) 議員の辞任は、原則として議員全員の同意を必要とする。

第7章 運営委員会

第23条 執行部会は、役員、各委員長で組織する。

第24条 執行部会は、生徒会活動、企画運営を行う。企画は議会の承認を得たものでなければ実施できない。

第25条 執行部会役員は、本会役員がその任にあたる。

第26条 執行部会定会は、毎月とする。ただし、必要に応じて会長が招集できる。

第8章 委員会

第27条 本会には、次の委員会を組織する。生活委員会・美化委員会・保健体育委員会・広報委員会・図書委員会

第28条

- (1) 各委員会は、各HR代表数名をもって組織する。
- (2) 各委員会は、委員の互選によって選出された委員長、副委員長各1名を置く。
- (3) 委員長は、校長の認証によってその任に就く。
- (4) 全ての生徒が、各委員会及び生徒会のいずれかに所属する。

第9章 財政

第29条 本会の運営費は、会費とする。

第30条 会費の決定は、運営委員会が議会で提案し、議決後、校長の承認を得なければならない。

第31条 予算は、運営委員会で立案し、議会で議決後、校長の承認を得なければならない。

第32条 会計は、毎任期末議会で選んだ会計監査委員の承認を得なければならない。

第10章 総会

第33条 総会は、本会の最高議決機関である。

第34条 総会は、校内重要事項のため議会が必要と認めたとき、及び全会員の1/3以上の要請、1/5以上の署名請求の場合、招集する。

第35条 総会は、本会員の2/3の出席をもって成立し、出席者の2/3以上の賛成が有効とする。

第36条 総会の議長は、議会議長がその任にあたる。

第11章 会則の改正

第37条 会則の改正は、議会の2/3以上の賛成を得た後、本会員の1/2以上の賛成で決議し、校長の承認を得なければならない。

第12章 選挙管理委員会

第38条 選挙管理委員会は、生徒会役員の選挙に関し、公明・適正にその任務を遂行しなければならない。

第39条

- (1) 選挙管理委員会は、各HRから選出された1名の選挙管理委員により構成する。
- (2) 選挙管理委員会には、委員の互選により選出された委員長、副委員長各1名を置く。

第40条 委員長は、校長の認証によってその任に着く。

第13章 細則

第41条 運営委員会、議会、その他本会の目的達成のため必要に応じて細則をもうけることができる。

第42条

- (1) 議員、各委員、及びHR役員を選出にあたっては、兼務は認めない。
- (2) 議員、各委員、及びHR役員任期は、前期4～9月、後期10～翌年3月までとする。

7 通学に関する心得

1 通学に関すること

- (1) 交通法規、交通マナーを順守すること。
- (2) 時間に余裕をもち安全に通学できるよう心掛けること。
- (3) 万が一事故にあった場合、すぐに保護者と学校に連絡をすること。

2 自転車通学に関すること

- (1) 自転車通学は許可制とし、下記の事項を順守すること。

[許可条件]

- ア ブレーキ、ハンドル、前照灯、ベル、リフレクター（反射板）等、常に整備された自転車であること。
- イ スタンドは、両立スタンドが望ましい。
- ウ スポーツタイプ、マウンテンバイクは極力避けること。
- エ 防犯登録、二重施錠、その他盗難対策がとられた自転車であること。
- オ 自転車保険又は総合保険に必ず加入していること。
- カ 一年に一回以上自転車店で点検を受けること。

[遵守事項]

- ア 二人乗り、並進、道路斜め横断禁止。スマートフォン・携帯電話・音楽用イヤホンは使用しない。（道路交通法違反）
- イ 夕暮れ以降は前照灯を点灯すること。
- ウ 雨天時の自転車運転は、雨合羽、レインコート等を着用し、傘差し運転（道路交通法違反）は禁止する。

- (2) その他

- ア 自転車は指定された駐輪場に、必ず施錠して整然と駐輪する。
- イ 通学自転車を替えるときは、ただちに生徒指導部に届け出る。
- ウ 許可された自転車には、後部反射鏡付近に登録ステッカーを貼付する。
- エ 上記のルールが守れない場合、自転車通学許可を取り消すことがある。

8 アルバイトについて

1 提出書類

担任、保護者等、部顧問と十分に相談の上、所定の用紙により、担任を通して生徒指導部に届けすることとする。なお、1年生に限り、学校生活に慣れることを目的として、前期期末試験終了後からアルバイトを行うことが望ましい。

2 報告書について

9月30日（前期分）、3月20日＜3年生は2月20日＞（後期分）の年2回、学校所定の用紙に、アルバイトの報告を行うこととする。

3 次の職種や仕事は事情の如何を問わず、アルバイトを禁止する。

- (1) 重労働
- (2) 危険物の取り扱い
- (3) 21:00以降の仕事
- (4) 宿泊を伴う仕事
- (5) その他健康上好ましくない仕事

4 その他

- ・アルバイトを中止する場合は、担任に報告すること。
- ・部活動を含む学校生活を最優先とすること。
- ・通勤にあつては、交通ルールやマナーを守り、交通安全に留意すること。
- ・アルバイトの従事には、事業所の一員であるということを自覚し、社会規範校則、事業所との契約事項や約束等に反することのないようにすること。特に、SNS等で学校や事業所で得た情報をネット上で送信・投稿することが絶対のないようにすること。
- ・アルバイトに関して困ったことがあった時は、保護者等、担任とよく相談すること。

9 運転免許取得について

1 運転免許取得について

本校在学中は、学校生活の安全と生徒の生命の尊重を最優先する。

3年生が卒業式前に運転免許取得のために自動車学校へ入校する場合は、校長の届出を必要とする。

2 自動車学校入校について

在学中に運転免許の取得を希望する生徒は、「免許取得願」を担任に提出し、校長より許可された生徒は、届出を受け取り、自動車学校へ提出する。

(1) 許可条件

ア 就職を希望する事業所から「内定」を取得していること。

イ 生活指導等の対象になっていないこと。

(2) 特別な許可

就職を希望する事業所から、「運転免許の取得」が求められていること。

3 教習の進め方

(1)入校中の心得は、「自動車学校側資料」を必ず読むこと。

(2)修了検定・卒業検定は、学校の授業に差し支えないようにする。

(3)教習の停止・解除は、前日までに電話・FAXで自動車学校に連絡する。

※特に教習停止の解除を忘れないように

(4)学年末考査の1週間前から考査終了まで教習を停止する。

(5)教習中は土日祝日であっても、制服で受講すること。

4 その他

(1)特に特別許可入校の生徒は、計画的に続けて教習に通うこと。

(2)送迎バスは、各自動車学校と各校が連絡を取り合い個別に対応する。

(3)1～3月の誕生日の生徒は、自動車学校と相談する(仮免時に18歳であること)。

(4)自動2輪のための入校は卒業式後とする。

(5)特別入校許可の生徒について、2月中旬以降、三田洞の法令試験を受けることができる。ただし、卒業式後まで取得した免許証を自動車学校に預けることに同意した者のみとする。

(6)卒業式前に法令試験に合格し、免許証を自動車学校に預けている者への返却について、卒業式翌日以降とする。(卒業式当日は返却しない)

(7)本免学科試験時(三田洞自動車学校)の服装は、制服・私服の何れも可とする。

(8)準中型免許の取得については、就職内定先から要請があった場合、内定先に問い合わせ、教習日程を確認の上、11月からの入校を許可することができる。

(9)問題行動防止に努める。

(10)自動車学校内でトラブルがあった場合は、すぐに学校に報告すること。